

市税の全期前納報奨金制度を廃止 平成20年度分市県民税・固定資産税から

小松島市では平成20年度から市県民税（普通徴収）、固定資産税の全期前納報奨金制度を廃止いたします。

なお今後の全期前納は、これまで同様、納付書または口座振替により一括納付が可能です。

また口座振替をご利用の方で『全期前納（一括納付）』から『期別』への変更を希望される方は、小松島市指定の金融機関で受け付けていますのでお申し出ください。

口座振替をご利用でない方は、ぜひ、安心して便利な口座振替をご利用ください。手続きは簡単です。

この制度の改正に市民皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

詳しくは、市税務課納税係（市役所1階 ☎32・3928）まで

4月1日から6月2日まで 平成20年度固定資産課税台帳が閲覧できます

市では、4月1日から平成20年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧を行います。

【縦覧・閲覧期間】 4月1日（火）から6月2日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日・祝祭日は除きます。

【縦覧・閲覧できる人】 納税義務者（所有者および相続人）、納税管理人。前記以外の人は、納税義務者の委任状が必要です。

【縦覧・閲覧場所】 市税務課（市役所1階）

詳しくは、市税務課固定資産課税係（市役所1階 ☎32・2115）まで。

バイク、軽自動車の廃車・ 譲渡・住所変更手続きは 4月1日までに！

バイクや二輪、軽四輪自動車などにかかる軽自動車税は毎年4月1日現在の名義人（所有者）に課税されます。

現在、他人に譲渡したり、転売や下取りに出して実際に車を所有していない場合や、盗難にあったときでも、4月1日までに名義変更および廃車の手続きをしないと平成20年度分の軽自動車税が課税され、納めなければなりません。年度途

中で廃車されても、税金をお返しできないことになっていきます。

また、他の市町村へ転出された場合や他の市町村から転入された場合も届出が必要で、名義変更および廃車の手続きをしていない人や住所を変更された人は、4月1日までに、上記の場所で手続きを忘れずにしましょう。

手続きの詳細については、各種手続き先までお問い合わせください。

減免制度があります

身体などに障害を有する人が所有する自動車で、本人運転または家族等の運転で、専ら障害者のために継続して使用されるものについては、軽自動車税が減免される制度があります。ただし、この減免は普通自動車を含め障害者一人に一台に限ります。

また、減免対象車を乗り替えた場合は、再度申請してください。

軽自動車税の減免申請の受付は4月23日までとなっています。受付締切日を過ぎるとその年は課税され、次の年度からの減免となりますので注意してください。障害の等級などにより該当しない場合もありますので、詳しい内容や手続きは左記までお問い合わせください。

普通自動車税については、徳島自動車税事務所（☎088・641・2323）まで。

軽自動車税については、市税務課諸税係（市役所1階 ☎32・3845）まで。

車種	手続き場所	届出に必要なもの
原動機付自転車 小型特殊自動車	市税務課諸税係 (☎32・3845 内線130)	ナンバープレート・ 印鑑（代理人の場合 は両者の印鑑）
二輪の小型自動車 (250cc超)	四国運輸支局 (徳島市広神産業団地1番地1) (☎050・5540・2074)	ナンバープレート・ 検査証・印鑑(使用者 と所有者の印鑑)など
二輪の軽自動車 (125cc超～250cc) 三輪の軽自動車 四輪以上の軽自動車	徳島県軽自動車協会 (徳島市広神産業団地1番地4) (☎088・641・2070)	ナンバープレート・ 検査証・印鑑など